

宗像市文化財保護審議会委員名簿(案)

任期：平成22年12月1日～平成24年11月30日

区分	氏名	役職名
知識経験を有するもの	西谷 正 (再任)	福岡県立九州歴史資料館館長
知識経験を有するもの	桑田 和明 (再任)	宗像市立城山中学校教諭
知識経験を有するもの	山野 善郎 (再任)	元九州大学大学院助教授
知識経験を有するもの	森 弘子 (再任)	大宰府発見塾塾長
知識経験を有するもの	河窪 奈津子 (再任)	宗像大社神宝館文化財管理事務局学芸員
知識経験を有するもの	宮元 香織 (新任)	北九州市立自然・歴史博物館学芸員

※前任委員：田中良之（九州大学大学院教授）

○宗像市文化財保護審議会規則

平成15年4月1日
教育委員会規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時専門委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時専門委員は、知識経験を有する者のうちから宗像市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時専門委員は、当該事項の調査審議が終わったときは、解職されるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

(平16教委規則11・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日教委規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。